

# 14.部会運営規約

1992年4月14日施行

2020年1月1日改訂

## (部会の設置)

第1条 本商工会議所はその目的を達成するため、以下の部会を設ける

第一工業部会（金属、機械、エンジニアリング等）

第二工業部会（繊維、化学、石油、ゴム、プラスチック、食品、印刷、その他工業）

第三工業部会（電子・電機）

貿易・運輸部会

金融・保険部会

建設・不動産部会

法人サービス・IT部会

生活産業部会

## (正副部会長、幹事)

第2条 部会に部会長を置く。また、理事会に部会担当理事を置く。

2. 部会長は定款第52条により、部会において互選し、理事会の承認を得て会頭が委嘱する。なお、部会担当理事が部会長を兼務することができる。
3. 部会に副部会長及び幹事を若干名置くことができる。
4. 副部会長、幹事は部会長が任命する。

## (任期)

第3条 正副部会長、幹事の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

## (分科会、研究会)

第4条 部会は必要に応じて分科会、研究会を設置することができる。

2. 分科会、研究会を設置したとき、部会長あるいは部会担当理事はその旨を理事会に報告しなければならない。
3. 分科会、研究会の運営は部会長に一任する。

## (部会長等の職務)

第5条 部会長は部会を代表し、会務を統括するとともに部会の会議を招集し、その議長となる。

2. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は正副部会長を補佐して部会の庶務を処理する。

## (部会の決議)

第6条 部会の決議は理事会の承認を得て、本商工会議所の決議とすることができる。

## (部会の報告)

第7条 部会及び分科会並びに研究会を開催したとき、部会長あるいは部会担当理事は理事会にその旨を報告しなければならない。